

インボイス制度

2023年10月1日より、消費税の新しいルールとして適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されます。インボイス制度は消費税の仕入税額控除に関する制度であり、事業者にとって影響の大きな制度となりますので、事業者である組合員の皆様は、内容を十分にご理解いただき、ご対応を検討頂きますようお願い申し上げます。



本資料は予定されている制度の内容に基づき、2022年12月にJA京都中央会が作成したものです。

★ 解説動画をインターネットからご視聴頂けます

右のQRコード又はURLにアクセスしてください。
スマートフォン・タブレットの場合はwi-fi環境下での視聴を推奨します。

<http://youtu.be/YupYPu5bmYo>



1 課税事業者と免税事業者の違い

事業者には消費税の納税義務の有無の観点から、課税事業者と免税事業者があります。課税事業者は前々年の課税売上高※1が1,000万円を超える事業者であり、消費税の納税義務があります。一方、免税事業者は、前々年の課税売上高※2が1,000万円以下の事業者であり、支払時の消費税負担はありますが、消費税の納税義務はありません。

以下のイメージでは、課税事業者と免税事業者との消費税に対する取扱いの違いを説明しています。

※1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

※2 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

■ 課税事業者



預かった消費税から、支払った消費税の差額を納税する。
この引き算を仕入税額控除という。
 $1,600円 - 1,500円 = 100円$ (納税額)

2023年10月1日以降は
原則としてインボイスが必要

■ 免税事業者



資材を仕入れた際の消費税 1,500円は自らの負担となるが、
農産物を販売した際の1,600円は自身の収入となり、納税は
不要。

2 そもそもインボイスとは

インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。つまり、登録番号を含め、国が定めた必要な記載事項を全て満たす請求書等がインボイスであり、請求書や納品書、領収書、レシート等の名称を問わず、また手書きであってもインボイスに該当するとされています。

制度が始まると、取引の買手となる事業者側では、インボイスではない書類を受け取っても、原則として消費税額を計算する際の仕入税額控除（引き算）が出来なくなります。この点が事業者への大きな影響といえます。

なおインボイスは原則として売手が買手に交付するものですが、仕入明細書等のように、買手が作成・交付する書類をインボイスとすることも出来ます。この場合は、買手が売手の登録番号を記載し、売手の確認を得る必要があります。



請求書

△△商事(株) 登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△商事(株) ← 6

11月分 131,200円 ← 1

登録番号 T 012345... ← 2

××年11月30日 ← 3

8%対象 40,000円 消費税 3,200円 ← 4

10%対象 80,000円 消費税 8,000円 ← 5

* 軽減税率対象 ← 3

インボイスとして必要な記載事項

- ① 売手の名前および登録番号
- ② 取引の日付
- ③ 取引内容
(軽減税率が適用されるものであればその旨)
- ④ 税率毎に区分した対価（税抜又は税込）の合計及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
(1インボイスにつき、税率毎の端数処理は1回ずつ)
- ⑥ 買手の名前
(不特定多数の者に販売する場合は不要
例：スーパー・コンビニ等のレシート)

特に、⑤の端数処理の扱いについては注意が必要となり、インボイスでは、端数処理を個々の取引毎や行毎に行うことは認められなくなります。

個々の消費税額を参考として記載することは差し支えないとされていますが、それらを合算した金額をインボイスの消費税額として用いることは出来ません。

右の図は税抜金額をもとに消費税を計算する場合の例ですが、税込金額から消費税額を割り戻して計算する場合も同様に、端数処理は税率毎に1回ずつとなります。

○ 認められる例

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日 (株)△△ (T123...)

請求金額(税込) 60,197円 ※は軽減税率対象

取引年月	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

× 認められない例

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日 (株)△△ (T123...)

請求金額(税込) 60,195円 ※は軽減税率対象

取引年月	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合算

3 インボイスを発行する事業者になるための手続について

インボイスを発行できる事業者になるためには、税務署長に対して登録申請書を提出し、インボイス発行事業者になる必要があります。実際の手続として、以下のいずれかの方法を選択することとなります。手続に際しては、本人確認書類とマイナンバーを求められますのでご注意ください。

- ① **税務署**にて登録申請手続を行う。
- ② パソコンやスマートフォンで、**e-Taxソフト**を用いて行う。
- ③ **インボイス登録センター**へ申請書を郵送する。
(郵送先：〒550-8526 大阪市西区川口2丁目7番9号 大阪国税局インボイス登録センター)

申請書様式は税務署で入手可能なほか、国税庁のホームページからもダウンロードできます。登録が完了すれば、登録通知書が送付され、「**T+13桁の数字**」の**登録番号**が交付されます。手続詳細については、本冊子6ページ下段の「○申請手続・申請書様式について 国税庁HP該当箇所」からご確認ください。

インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは**事業者の任意**です。登録は課税事業者のみが可能ですが、現在免税事業者であってもこの登録を通じて、インボイス発行事業者になることが出来ます。但し、**課税事業者として消費税の申告・納税義務が生じる**ことになることに留意が必要です。

制度開始と同時にインボイス発行事業者となるためには、原則として**2023年3月31日**までの間に申請をする必要があります。この期日を過ぎても登録を受けることは可能ですが、制度開始と同時にインボイス発行事業者にならない可能性があると考えられています。

4 インボイス制度下での事業者ごとの対応

インボイス発行事業者は、買手からインボイスを求められた場合に**交付する義務**があり、その**写しを保存する義務**があります。インボイス制度下での販売・仕入税額控除の際の対応を事業者の属性毎にまとめたのが下の表です。

属性		販売時のインボイス	仕入税額控除のためのインボイス
インボイス発行事業者	本則課税	課税事業者である買手が求めた場合、交付義務がある	必要
	簡易課税		不要
インボイス発行事業者以外	本則課税	発行不可	必要
	簡易課税・免税事業者		不要

要CHECK！ 本則課税・簡易課税とは？

消費税の計算方法には、原則的な「**本則課税**」、と簡便的な「**簡易課税**」の2つの方法があります。簡易課税は前々年の課税売上高が**5,000万円以下**の課税事業者のみ選択することが出来ます。両者の大きな違いは、**仕入税額控除（引き算）**にあり、本則課税は支払った消費税の実額で引き算を行いますが、簡易課税は**みなし仕入率**という業種ごとに決められた割合を売上税額に乗じた額を引き算します。また、仕入税額控除の要件としてのインボイス保存も不要となり、本則課税と比べ**事務負担が軽減**されます。さらに**農業（飲食料品の譲渡に係る事業）**では、**売上税額からの80%の控除（飲食料品の譲渡にかかる事業に該当しない場合は70%）**が認められています。

簡易課税を選択すれば納税額が少なくなるとは限りませんが、免税事業者がインボイス発行事業者になるかを検討する際、簡易課税制度の存在は、事務負担の軽減面から一つの判断材料になると思われます。

(注) 簡易課税を選択している場合、支払った消費税のほうが多かった年であっても、消費税の還付を受けられないことや、一度選択すれば最低2年間は継続しなければならないといったルールがあることにも留意が必要です。

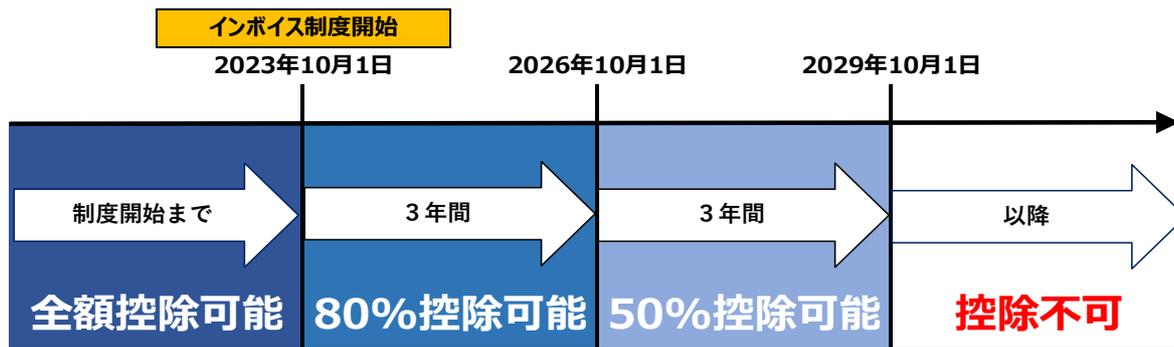
5 経過措置・負担軽減措置について

インボイス制度については、円滑な移行や事業者の負担軽減の観点から、以下①～③の措置が期限付きで認められております。措置毎の内容、適用期間や適用対象事業者の違いをご確認ください。

① 免税事業者等からの仕入に係る経過措置

インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、免税事業者等からの課税仕入れについても**制度開始直後の3年間は80%、その後の3年間は50%の控除が可能となる経過措置があります**。免税事業者等からの課税仕入にかかる仕入税額控除への影響は、段階的に大きくなっていくことになります。



簡易課税方式での仕入税額控除にはインボイスは不要です

② 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

基準期間（前々年・前々事業年度）の課税売上高が**1億円以下※**である事業者については、インボイス制度の開始から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスが無くとも帳簿のみで仕入税額控除が可能**となります。

※基準期間の課税売上高が1億円超であっても、前年または前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は対象となります。

③ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を考慮し、納税額を**売上税額の2割に軽減する措置が3年間**講じられます。適用に当たっては**事前の届出は不要であり、申告時に選択適用**できます。

農業（飲食料品の譲渡に係る事業）における簡易課税のみなし仕入率の80%を用いる場合、当該措置との間では納税額に差異が生じないこととなりますが、農業でも飲食料品の譲渡にかかる事業に該当しない場合のみなし仕入率は70%であり、また他の業種でも簡易課税のみなし仕入率よりも有利になることが多いと言えます。

6 農産物の委託販売

農産物の委託販売には、インボイスの発行に関連する①～③の特例があります。

うち①と②の特例は売手がインボイス発行事業者でなくとも適用可能な特例となっています。

① 卸売市場に出荷する場合（卸売市場特例）

卸売市場法に規定する「卸売市場」において、同法に規定する卸売業者が卸売をする業務として出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の取引について、売手から買手に対するインボイスの交付義務が免除され、**売手がインボイス発行事業者でなくとも、買手は卸売市場が発行する書類により仕入税額控除が可能となります。**なお、卸売市場における卸売業者自身による買付取引の場合には、この特例は適用されませんので留意が必要です。

■ 卸売市場特例が適用される取引例



② JA等に販売を委託する場合（農協特例）

組合員である生産者の農産物をJAが①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合、売手のインボイスの交付義務が免除され、**売手がインボイス発行事業者でなくとも、買手はJAが発行する書類により仕入税額控除が可能となります。**なお、農協特例は出荷者すべてが組合員である場合に限られますので、JAの組合員でない方がいらっしゃる場合は、農協特例適用のためには組合員加入の検討も必要となります。

■ 農協特例が適用される取引例



③ ファーマーズマーケット・直売所で委託販売する場合（媒介者交付特例）

JAのファーマーズマーケットや直売所での委託販売は無条件委託・共同計算方式ではないため、農協特例は適用されません。**売手がインボイス発行事業者の場合のみJAが出荷者に代わりインボイスを交付することができます。**

■ 媒介者交付特例が適用される取引例



7 農産物の直接販売

農産物を**直接販売**する場合には、インボイスの発行に関する**特例はありません**。販売先がJAであっても、JA以外の業者であっても同様です。したがって、インボイス発行事業者以外からの購入について、**買手である課税事業者は、原則として仕入税額控除が出来ないこと**になります。



8 農業用資材や農機の購入

課税事業者である生産者が農業に関する様々な支出をし、それらを仕入税額控除の対象とするためには、領収書や請求書がインボイスである必要がありますので、**インボイスの発行を求めてください**。

ただし、**売手がインボイス発行事業者でない場合にはインボイスをもらうことができません**。

なお、京都府下のJAは制度開始と同時にインボイス発行事業者となりますので、安心して資材等をご購入いただけます。



9 インボイスに関するお問い合わせ先

納税地を所轄する税務署や税理士にご相談ください。併せて、以下の問い合わせ先一覧もご活用ください。

○ 制度に関する質問・相談など

■ 国税庁インボイス特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

■ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター 0120-205-553

■ 農林水産省インボイス相談窓口 03-6744-7140



○ 申請手続・申請書様式について

国税庁ホームページ該当箇所

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm



○ インボイスに関連したJAとの取引について

お取引のあるJAまでお問い合わせください。

○ 納税額への影響や個別の税務相談について

税理士や税務署までお問い合わせください。

○ 本資料に関すること

JA京都中央会 経営教育部経営課 075-681-4316

よくある質問

Q1 免税事業者である農業者です。インボイス発行事業者になれば、販売時に受け取った消費税は全て納税しなければならぬのでしょうか？

A1 いいえ、違います。インボイス発行事業者は課税事業者として納税が必要ですが、預かった消費税から支払った消費税の引き算を行い、その差額を納税することになります。また、簡便的な納税方法（簡易課税方式）として、**農業(飲食料品の譲渡)の場合、80%の「みなし仕入れ率」が認められています。この場合、販売時に預かった消費税の20%分を納税します。**

Q2 2023年10月1日の時点で課税事業者であれば、自動的にインボイス発行事業者になるのでしょうか？

A2 いいえ、違います。課税事業者であっても、登録申請手続が必要です。具体的な手続きについては国税庁のホームページをご参照頂くか、税務署等にお問い合わせください。

Q3 JAとの取引はすべて特例の対象となるのでしょうか？

A3 いいえ、違います。制度上、他の業者への直接販売と同様に、JAへの直接販売にもインボイスに関する特例はありません。また、農協特例と卸売市場特例の対象とならない委託販売においても、受託者側においてインボイス発行事業者でない事業者のインボイス発行は出来ません。

Q4 インボイス発行事業者になった場合、販売時には必ずインボイスを発行しなければいけないのでしょうか？

A4 課税事業者である**買手から求められた場合のみ、インボイスの交付が義務**となります。実務上、買手が事業者か一般消費者かを判断出来ない場合や、区別して発行することが事務負担ともなり得るため、**一律的にインボイスとして発行することにしても全く問題ありません。**

Q5 仕入先がインボイス発行事業者にはなりません。どう影響がありますか？

A5 本則課税で消費税を計算している場合、免税事業者等からの仕入分については、当初6年間の段階的な経過措置はありますが、**仕入税額控除が制限される分の消費税納税額が増すと考えられるでしょう。**一方、簡易課税では売上税額に基づくみなし計算を用いるため、インボイスでなくとも問題ありません。なお、誤解されがちですが、受領した請求書等の書類がインボイスでなくとも、**所得税や法人税の申告において、経費や損金の計上が出来ない訳ではありません。**

Q6 免税事業者です。インボイス発行事業者になることは考えていません。不利益はあるでしょうか？

A6 インボイス制度下では、買手はインボイス発行事業者以外の事業者との取引について仕入税額控除ができなくなることから、**取引の敬遠**や、取引先の財務への影響やインボイス発行事業者と比較した取引の公平性の観点から、**価格等の見直し**を求められる可能性もあるでしょう。但し、販売先が一般消費者のみの場合、卸売市場特例・農協特例の適用を受け得る取引においては、免税事業者であっても特に不利益は無いと考えられます。販売先や販路もよく検討した上で、インボイス発行事業者になるか否かの判断が必要になります。

Q7 繁殖農家である免税事業者です。家畜市場におけるインボイスの取扱いはどうなりますか？

A7 家畜市場は卸売市場ではなく、また無条件委託・共同計算方式での委託販売ではないため卸売市場特例及び農協特例は適用されません。したがって、媒介者交付特例が適用され、家畜市場が代わりにインボイスを発行することになりますが、**免税事業者につきましては、課税事業者を選択し、インボイス発行事業者にならない限り、家畜市場が代わりに発行することが出来ないこととなっております。**

Q8 農事組合法人です。どのような影響があるでしょうか？

A8 農事組合法人は、免税事業者である組合員・取引先との間で、従事分量配当、作業委託、種苗等の購入、農機の借入れ等のさまざまな取引がありますが、免税事業者ではインボイスを発行できないため、本則課税の事業者である農事組合法人においては、仕入税額控除に制限が生じます。

【参考】事業者の登録申請にかかる検討フロー

以下の検討フローはあくまでも目安であり、登録するか否かは事業者である皆様のご判断です。

ご自身の事業や所得の状況、取引先との関係、経過措置や負担軽減措置も総合的に勘案し、インボイス発行事業者になるか否か、ご判断下さい。

